神教組事務職員部ニュース

2017人事委員会勧告…4年連続のプラス改定

月例給+0.10%、一時金+0.10月

神奈川県人事委員会は10月17日、本年の給与等に関する報告・勧告を神奈川県知事及び県議会議長に対し行いました。勧告では、①月例給の公民較差0.13%により、給料表を引上げ②勤勉手当の0.10月分引上げ、③給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を2018年4月1日から11.9%に引上げる、としています。



県労連は、人事委員会に対して、9月7日に要求書を提出、9月21日に15,565筆の署名を提出し、民間との適正な給与比較を前提に、主体性・客観性を発揮した勧告を求め、要請を行ってきました。特に、職員の生活実態を配慮した勧告、再任用・臨任・非常勤職員の処遇改善、「働き方改革」を現場が実感できるとりくみ等を要求してきました。

神教組は、今期確定闘争にあたり、県労連・市労連等に結集し、賃金・労働条件の維持・改善をめざしてとりくんでいきます。

神奈川県人事委員会の報告・勧告の概要は次のとおりです。

給与等に関する報告・勧告の概要 (人事委員会公表のものを抜粋・編集しています。)

1 本年の給与改定

給与の比較

職員の給与(A)	民間従業員の給与(B)	較差 (B) — (A)
402,611円	403,116円	505円 (0.13%)

〔較差の配分 給料表418円 はね返り分(注)49円〕

(注) 給料を算定基礎とする手当等の影響額

(1) 月例給(毎月決まって支給される給与)

- ア 本年4月分の職員の給与と民間従業員の給与との均衡をはかるため、4月に遡及して給料表を引上げ 改定。
 - ・初任給を1,000円引上げ(20歳代を中心に若年層職員も同程度の改定)
 - ・40歳代以上の職員は400円引上げ
 - ・その他は改定額(500円~900円)の間で引上げ

イ 地域手当…2018年4月1日から、地域手当の支給割合を11.9%に改定(0.1%引上げ)

(2) 期末手当・勤勉手当 (ボーナス)

民間の特別給の支給月数と均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げて勤勉手当に配分 勤勉手当の支給月数は6月期及び12月期が均等になることが基本であるが、今年度分は任命権 者が配分を検討し決定

職員の支給月数(A)	民間従業員の支給月数(B)	差 (B) — (A)
4.30月	4.40月	0.10月

注 昨年8月から本年7月までの実績である4.42 月分について、国に準じて0.05月ごとの区切りとなるよう小数点以下第2位で二捨三入し、4.40 月とした。

(3) 実施時期

2017年4月1日に遡及して実施。ただし、期末手当・勤勉手当については、今年度にあっては (2)により任命権者が定める配分に応じた日

2 給与制度の総合的見直し

2015年4月から実施している見直しの一環として、2018年4月1日から、地域手当の支給割合を11.9%に改定(0.1%引上げ)

→ 2019年4月1日までに、完成時の支給割合として12%に引上げ

3 公務運営 (項目のみ)

- (1) 人材の確保・育成
- ア 多彩な人材の確保
- イ 人材育成
- ウ 女性職員の活躍促進
- (2) 働き方改革と勤務環境の整備
 - ア 働き方改革による長時間労働是正等の取組み
 - イ 仕事と家庭の両立支援と職員が能力をより 発揮できる勤務環境の整備
 - ウ 健康管理対策の推進
 - エ 職場におけるハラスメントの防止
 - オ 非常勤職員の勤務環境の整備
- (3) 高齢層職員をめぐる状況 (雇用と年金の接続)
 - 再任用職員の知識や経験を活用
 - 再任用職員の人事評価、期末勤勉手当の成績率に反映
 - 定年延長

人事委員会ホームページ(給与に関する報告・勧告)

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f54/p1179232.html

神教組HP http://www.ktu.or.jp/ 組合員専用ページへの入り方は、神教組・各地区教組の役員へお尋ねください。





2017年 県労連賃金確定闘争 日程

10月20日(金) 要求書提出交渉(県労連幹事団)

10月24日(火) 回答交渉(県労連幹事団)

10月26日(木) 前後(勤務時間外) 統一職場集会 (学習・意思統一、批准投票、署名・寄せ書き)

11月10日(金) 県労連総決起集会(関内ホール18:30~)

【☆幹事団交渉および支部代交渉等については未定です】